

虐待防止研修 2 受講者用

気づきを伝えチームでケアを見直す | 15 分研修

受講日 年 月 日 所属 氏名

この研修の目的

気になる対応に気づいたとき、事実と心配を分けて伝える方法を学びます。相談を受けた側の対応も考え、利用者さんの安全確認と、チームでのケアの見直しにつなげます。

気づきを伝える基本

事実を伝える

いつ・どこで・誰が・何を言い、何をしたか。本人の様子と、すでに行った対応も伝えます。

心配は分けて添える

「次から頼めなくなるのではないか」などの心配は、見聞きした事実と区別します。

受け止めた側も動く

現在の安全を確かめ、追加の確認や必要な対応を引き受けます。話した人だけに解決を任せません。

相談・報告・通報は、順番に許可を得る手順ではありません。事実がすべてそろうまで、一人で抱える必要はありません。

安全確認と市町村への通報

施設の職員が、自分の施設で職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかな市町村への通報が必要です。緊急性のある場合だけに限りません。施設内の相談・報告は大切ですが、通報に施設の許可は必要なく、内部報告だけで代えることはできません。

事例を読んで考える 2分

次の事例を読み、利用者さんへの対応と、職員が置かれている状況を考えましょう。

※研修用の架空事例です。実在の人物・施設とは関係ありません。

気になる対応をリーダーへ伝える

ある入所施設の夕食前です。認知症のある A さんは、トイレへの移動に付き添いが必要です。

配膳の準備をしている B さんに「トイレに行きたいんですが」と伝えると、B さんは「さっき行ったばかりですよ。座って待っていてください」と答えました。

数分後、再び声をかけた A さんに、B さんは周囲にも聞こえる強い口調で「何回も同じことを言わないで」と言いました。A さんはうつむき、黙ってしまいました。

C さんは別の利用者さんの移乗介助中で、その場を離れられませんでした。すぐに応援に入れる職員もいません。

移乗介助を終えた C さんがトイレに付き添うと、A さんは小さな声で「何度も頼んで、ごめんなさいね」と話しました。

C さんは、A さんが次から頼めなくなるのではないかと気になりました。一方で、B さんの忙しさも分かり、今後の関係を考えると伝えにくさも感じています。

C さんはリーダーの D さんに「B さんの対応で、気になることがあるのですが……。A さんが、トイレを頼んだことを謝っていたんです」と声をかけました。

D さんは勤務調整の途中です。夕食前が忙しいことは知っていますが、その場面は見えていません。

考えてみましょう 3分

まずは、自分の考えを整理しましょう。その後、近くの人と気づきを共有してください。個人で受講する場合は、考えたことを書き出します。

目安 個人で1分、共有して2分。個人受講の場合は3分。

1 Cさんは、Dさんに何を伝えますか？

見聞きした事実、Aさんへの対応、気になっていることを分けて考えましょう。

2 Dさんは、最初にどう応じますか？

声をかけられたときの一言と、今すぐ確認することを考えましょう。

3 今行う対応と、施設で見直すことは何ですか？

誰が安全を確認し、誰が記録・共有や業務の見直しを進めるかを考えましょう。

すべての答えをまとめる必要はありません。気づいたことを、次の解説で確認していきましょう。

事例の解説と実践ポイント 5分

事実と心配を分けて伝える

「Bさんはひどい人です」では状況が伝わりません。いつ、どこで、誰が何と言い、Aさんがどう反応したかを伝えます。「次から頼めなくなるのでは」という心配は、事実と分けて添えます。分からないことを埋める必要はありません。

受け止めた人が次の確認を引き受ける

Dさんは「話してくれてありがとう。Aさんは今、どのような様子ですか」と応じます。排泄介助が済んでも、不安や体調、必要なケアを確認します。今すぐ全て聞けない場合は、対応を引き継ぐ相手と確認する時刻を具体的に決めます。

背景を確認し、対応を見直す

Bさんにも別の場で、当時の業務や対応を事実に沿って確認します。忙しさを聞くことと、利用者さんへの影響を見過ごさないことを両立します。CさんにBさんとの直接対決や仲裁を求める必要はありません。

今の安全と、継続した改善をつなぐ

利用者さんの安全確認、記録、責任者への共有は今行う対応です。業務の重なりや応援体制は担当者を決めて見直します。施設内の確認が終わるまで、必要な市町村への通報を待つものではありません。

伝えた後の対応も共有する

Dさんは管理者等と分担し、Cさんへ「誰が確認しているか」「次にいつ状況を共有するか」を伝えます。個人情報が必要な範囲にとどめます。報告を受けたDさんも、一人で全てを抱える必要はありません。

振り返り 2分

明日から見直す行動を一つ どの場面で、何をしますか？

チームで確認したいこと 自分だけでは変えにくい課題は何ですか？

出典

厚生労働省 高齢者虐待への対応と養護者支援について 令和8年3月改訂

e-Gov 法令検索 高齢者虐待防止法 第2条・第20条・第21条

2026年9月24日参照。事例・設問は独自作成。